

小牧市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 6 号

小牧市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市介護保険条例施行規則（平成12年小牧市規則第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 保険料等（第29条―第33条）」を
「第6章 保険料等（第29条―第33条）
第7章 雑則（第34条）」に改める。

第10条の見出し中「申請等」を「通知」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

（雑則）

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

様式第6を次のように改める。

様式第6 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。